

2 行動計画の内容

2-1 緑と水辺の環境整備プロジェクト

(1) 行動方針

- ① 森林組合、林家、木材業関連団体、各種森林ボランティア、市等が協力して行動します。
- ② 将来にわたり継続的に行動します。
- ③ 本市内の森林全域の中で行動内容に応じた適地を対象とします。

(2) 行動内容

- ① 村上市森林整備計画等に基づく計画的かつ適正な森林整備
造林、保育、草刈り、雪起し、間伐等の森林整備を進めます。また、その取り組みの様子や森林整備による公益的機能の増加、二酸化炭素吸収量の増加に関する効果、さらには有害鳥獣と人との緩衝地帯としての効果等をあわせて、内外へ向けてPRします。
- ② 森林ボランティアや緑の少年団による行動
三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備を継続的に実施するとともに、その成果をPRし、新たな参加者を募り、事業の活性化を図ります。
- ③ 森林の勉強会や森林整備体験等の実施
森林ボランティアや里山付近の地域住民などを対象とした森林の勉強会、小中学校と連携した森林整備体験等を実施します。また、森林ボランティアを内外へPRし、地域間交流の活発化へとつなげます。
- ④ 森林公園や親水公園を利用したイベントの開催の検討
ふれあいの場としての森林公園や親水公園の整備・活用を推進するため、イベントの開催について検討します。イベントとしては、上記の各種勉強会、森林整備体験、水辺の自然体験などが想定されます。
- ⑤ 村上市産木材の利用促進活動
林業振興及び地産地消の推進を目的として、市産材の利用促進を図ります。利用促進の方法としては、補助事業の推進により市産材の需要拡大を図るとともに公共施設や地域の公民館・集会所の新築・改築時での市産材の使用や、加工流通体制の整備、建築・工事資材、家具・調度品・ハンドクラフトの製品開発、ストーブやボイラーなどのエネルギー源としての林地残材や端材の利用などが想定されます。

2-2 農業と農村の環境保全プロジェクト

(1) 行動方針

- ① 農家及び農業法人、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市等が協力して行動します。
- ② 将来にわたり継続的に行動します。
- ③ 里山周辺から平野部・海岸部の田畑や農村を活動の対象とします。

(2) 行動内容

- ① 快適で豊かな農村環境の創出活動
耕作放棄地の拡大防止、保水能力の向上など農地の持つ環境保全機能の確保に向けた農村整備を推進するとともに、地域住民や来訪者が農村周辺の自然と親しむことができるように、多自然型の水路、ビオトープの設置について検討を行います。
- ② 快適で魅力のある農村の生活空間の創出活動
農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者や都市住民等による農業への新規参入や定住を促進するため、自然豊かな快適で魅力ある農村の生活空間の創出活動を行います。このため、集落の青年会等によるイベントの開催や直売所開設等を支援します。また、農業体験等の機会を設けて、都市部住民との地域間交流を進めます。
- ③ 環境保全型農業の取り組み強化
低農薬・低化学肥料による環境保全型農業のみならず、様々な有機農法の可能性を検討し、農産物のブランド化と高付加価値化による競争力のある農業を目指します。また、そのための具体的取り組みを強化します。
- ④ 農業と野生動植物との共生
上記①～③を実現するためには、農村周辺の自然環境を保全する必要があり、そのためには野生動植物の保護が重要です。しかし、一方で、ニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマによる農作物への被害が深刻化しているため、鳥獣被害の防止のために、捕獲（駆除）や有害鳥獣を誘引しにくい集落の整備等が必要です。このように、農業と野生動植物との共生については、難しい問題を抱えていますが、農村周辺の生態系の変化にも十分留意しながら、農業振興に取り組んでいきます。

2-3 ごみの不法投棄撲滅・散乱防止プロジェクト

(1) 行動方針

- ① すべての市民、事業者及び市が協力して行動します。
- ② 将来にわたり継続的に行動しますが、ごみの不法投棄や散乱がほぼ見られなくなった状況をもって、プロジェクトの終了とします。
- ③ 本市内の全域を活動の対象とします。

(2) 行動内容

- ① 不法投棄巡回パトロールの定期的な実施
行政のほか、町内会・集落・市民団体等の地域ぐるみで、あるいは事業者によるボランティア活動も含めて、不法投棄巡回パトロールを定期的
に実施して、ごみの不法投棄が発生している箇所の発見を徹底して行いま
す。
- ② 不法投棄対策の実施
ごみの不法投棄発生箇所に対しては、柵・フェンス等による防止対策、
不法投棄の再発防止のための看板等の設置等を順次行います。
- ③ 不法投棄防止のための環境教育
学校等における環境教育の場や、広報、HP、環境フェスタ等のイベン
ト等、あらゆる機会を通じて、ごみの不法投棄が犯罪であることの周知を
図るとともに、ごみの不法投棄の発生状況や海岸漂着ごみの実態について
広く公開します。
- ④ (仮称)「村上市環境美化の日」の検討
従来市民により行われてきた道路・公園等の清掃活動、海岸や河川で
のクリーン作戦の実施を、地区、対象地を問わず、同一日に市内全域で一
斉に行うことを検討します。市内全域一斉清掃により効果的な環境美化を
実行するとともに、環境保全活動への参加意識の醸成を図ります。

2-4 3R 普及促進プロジェクト

(1) 行動方針

- ① すべての市民、事業者及び市が協力して行動します。
- ② 将来にわたり継続的に行動します。
- ③ 本市内の全域を活動の対象とします。

(2) 行動内容

- ① ごみの分別の徹底
ごみの分別の徹底につなげるため、従来の収集回数の見直しや公共施設等での拠点回収の実施など、資源ごみ回収（ビン、カン、ペットボトル、古紙類等）が行いやすい環境を整えます。
- ② リデュース・プロジェクト（ごみの発生抑制）
市民の日常生活や事業者の事業活動等、あらゆる機会を利用して、マイバッグ運動、レジ袋対策、簡易包装、詰め替えボトルの使用等による減量化の取り組みを実行します。
- ③ リユース・プロジェクト（ごみの再使用）
地域や市民団体等で実施されている「不用品リサイクルバザー」の機会を増やす支援を通じてごみの発生抑制と不用品の再使用を進めます。
- ④ リサイクル・プロジェクト（ごみの再生利用）
従来行われてきたビン、カン、ペットボトル、古紙類等の再資源化を徹底して行います。また、木材・食品残渣・下水汚泥等のバイオマスの再資源化についても、広く検討を行います。

2-5 環境教育・環境学習と意識啓発推進プロジェクト

(1) 行動方針

- ① すべての市民、事業者及び市が協力して行動します。
- ② 将来にわたり継続的に行動します。
- ③ 本市内の全域を活動の対象とします。

(2) 行動内容

① 環境学習プランの作成

学校教育における環境教育においては、学習プログラムの整備を図るとともに、体験学習や自然観察会、環境関連施設の見学会などの野外活動についても見直しを行い、新たな環境学習プランを作成します。

② 学校のエコ化の検討

学校施設の環境に配慮した施設への改修、ビオトープなどの環境教育の充実、太陽光発電や燃料電池、木質バイオマス等の新エネルギーの導入、学校全体のエコ化に向けた施設整備等の検討を行います。

③ 環境学習における学校・地域・家庭の連携強化

学校における総合的な学習等による環境教育については、学校・家庭・地域が連携を図りながら、自然条件等地域の特性を活かした取り組みを推進します。

④ 環境に関する人材の育成

緑の少年団の活動推進やこどもエコクラブの創設など、小中学生を対象とした参加型の環境保全活動をさらに促進するとともに、地域における環境保全活動のリーダーや環境保全に関わる市民団体の育成を図ります。

⑤ 環境の改善や公害等の解消へ向けた取り組みの強化

本市が抱える悪臭やごみの不法投棄等の問題点に関して、学校教育や生涯学習等の機会を通じて、その実態を周知するとともに、その解決に向けた主体間・世代間の意見交換を活発に行い、取り組みを強化します。